

# 扶桑町にぎわい創出事業補助金 Q & A

## 【事業実施について】

Q 1. 年間を通して複数回に分けて事業を行うことは可能でしょうか。

A 1. 所定の期日までに事業完了及び実績報告書が提出できれば問題ありません。

創出型aについても、10月18日（日）の開催は決定していますが、当該日を含んだ複数回の開催であれば可能です。

Q 2. 多くの車両の通行が想定されますが、必ず警備員を配置する必要がありますか。

A 2. 必須ではありませんが、事業規模やイベント内容により必要に応じて有資格者及び専門の警備員の配置を検討してください。令和6年度及び7年度の実績では、各事業に概ね2名程度の警備員（有資格者）を配置しています。

Q 3. 公共施設の駐車場、机や椅子などの備品を借りたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 3. 関係各課へ依頼しますので、プロポーザルを経て補助事業者に採択された後、地域協働課へご相談ください。なお、公共施設の駐車場については、一部利用料が発生する場合があります。

Q 4. 出店団体や出演者、協賛の募集に困っているのですが、役場から支援を受けることはできますか。

A 4. 出店団体や出演者の募集については、原則補助事業者において幅広く行っていたりますが、お困りの場合は地域協働課、または住民活動支援センターへご相談ください。なお、協賛募集の支援はできかねます。

## 【事務手続きについて】

Q 5. 講師または出演者の交通費は対象となりますか。

A 5. 補助事業者及び構成員以外の交通費は対象経費として認めていません。

補助対象となるか判断に迷う場合は、事前に地域協働課へ相談してください。

Q 6. 「行政機関から別の補助または交付金を受けている事業」は補助対象外となっていますが、国や県、地方公共団体すべてを指しているのでしょうか？

A 6. そのとおりです。ただし、本事業に対する補助金または交付金に限ること

から、他の事業で補助金または交付金の交付を受けていても特に問題ありません。また、自治会等からの補助を受けている場合も、行政機関ではないため対象となります。

Q 7. 交付申請時に計上していない経費を実績報告時に計上した場合でも補助対象となりますか。

A 7. 原則、交付申請時に計上した経費を対象としますが、計上されていない経費については実績報告時に補助対象外となる可能性がありますので、事前に地域協働課へ相談してください。

Q 8. 協賛金及び出店料などの収入は補助対象経費から差し引かれますか。

A 8. 収入は補助対象経費から差し引かず、支出のみを補助対象経費とします。

## 【扶桑町にぎわい創出発信事業交付金について】

Q 9. 扶桑町にぎわい創出発信事業交付金について、SNS事業は必ず実施しないといけないのでしょうか。

A 9. SNS事業は本制度の軸となる事業ですので、必ず実施してください。運用方法については補助事業者に一任します。

## 【プロポーザルについて】

Q 10. 代表者がプレゼンテーションに参加できない場合どうしたらよいでしょうか。

A 10. 団体等の構成員の方が代わりに出席してください。なお、どなたも出席できず、プレゼンテーションを欠席した場合は、予備日はなく審査対象から外れます。

Q 10. 創出型aの区分に申し込んだが不採択となり、創出型bの区分に参加申込がなかった場合、創出型bとして審査していただくことは可能でしょうか。

A 10. あくまで参加申込をした区分でのプロポーザルになるため、繰り下げ等の対応は行いません。二次募集をお待ちください。

Q 10. 企画提案書の添付資料は何枚程度作成したらよいでしょうか。

A 10. 特に指定はありません。事業の主旨や魅力、熱意が審査員に伝わるよう作成してください。

Q 10. 区分ごとに、どこの団体が参加申込書を提出しているか知りたいです。

A 10. 公平性を欠くため、お伝えできかねます。

Q10. 企画提案書等の作成で注意することはありますか。

A10. 実施要領を熟読し、制度を理解した上で作成してください。特に、評価項目および評価の視点については必ず全ての項目を確認し、審査員が評価の視点を通して的確に採点できるよう、明確に記載してください。(評価項目の文字をそのまま引用する必要はありませんが、資料から評価項目が読み取れない場合、採点不可となり当該項目は0点となります。)

## 【説明会について】

Q11. 令和7年11月17日（月）に実施される説明会ではどのようなことを説明されるのでしょうか。また、必ず出席しないといけないのでしょうか。

A11. 制度の目的や主旨を始め、前年度からの変更点や注意事項等、プロポーザルへの参加申込、企画提案書の作成方法、事業を実施する上で必ず知っておいていただきたい内容をご説明します。説明会への参加は任意ですが、質疑応答もおこなうため、補助金の活用を検討している方は、ぜひ積極的に出席してください。  
(ホームページに掲載されている説明会参加申込書を所定の期日までに地域協働課へ提出してください。)